

身体・精神知的障害者の方に対する軽自動車税の減免申請について

身体等に障害があるため障害者手帳の交付を受けている方は、規定の要件に該当すれば、軽自動車の減免を受けることができます。

1 減免の対象となる軽自動車

対 象 者		運 転 者	軽自動車の所有名義	用 途
身体障害者	18歳以上	身体障害者本人	身体障害者本人	限定なし
	18歳未満	生計を一にする家族 または常時介護者	身体障害者本人	もっぱら身体障害者等の通勤、通学、通院、通所、生業のために使用
生計を一にする家族 または常時介護者		身体障害者本人または 同一生計の家族		
精神障害者 知的障害者		生計を一にする家族 または常時介護者	精神・知的障害者本人または同一生計の家族	

「常時介護者」は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者に限ります。

2 減免の対象となる障害の範囲

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている方。

障 害 の 区 分	障 害 の 級 別	
	本人運転	生計を一にする家族・常時介護者運転
視 覚 障 害	1級～4級	同左
聴 覚 障 害	2級 3級	同左
平 衡 機 能 障 害	3級	同左
上 肢 不 自 由	1級～2級	同左
下 肢 不 自 由	1級～6級	1級～3級
体 幹 不 自 由	1級～3級、5級	1級～3級
心 臓 機 能 障 害	1級 3級	同左
じ ん 臓 機 能 障 害	1級 3級	同左
呼 吸 器 機 能 障 害	1級 3級	同左
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級 3級	同左
小 腸 機 能 障 害	1級 3級	同左
音 声 機 能 障 害	3級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による 運動機能障害・上肢機能	1級～2級	同左
乳幼児期以前の非進行性脳病変による 運動機能障害・移動機能	1級～6級	1級～3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	同左

(2) 戦傷病者手帳の交付を受けている方。

障害の区分	障害又は傷病の程度	
	本人運転	生計を一にする家族・常時介護者運転
視覚障害	特別項症～第4項症	同左
聴覚障害	特別項症～第4項症	同左
平衡機能障害	特別項症～第4項症	同左
上肢不自由	特別項症～第3項症	同左
下肢不自由	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
体幹不自由	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓機能障害	特別項症～第3項症	同左
腎臓機能障害	特別項症～第3項症	同左
呼吸器機能障害	特別項症～第3項症	同左
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症～第3項症	同左
小腸機能障害	特別項症～第3項症	同左
音声機能障害	特別項症～第2項症	

(3) 療育手帳・精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている方。

生計を一にする家族・常時介護者運転	
療育手帳	A A
精神障害者保健福祉手帳 及び自立支援医療受給者証 (精神通院医療に係るものに限る)	障害等級1級

3 申請期間

軽自動車税の賦課期日(4月1日)から納付期限7日前まで

4 受付場所

三木町役場税務課

5 必要書類

障害者手帳(原本) 運転免許証 印鑑 軽自動車税納税通知書

【注意】身体障害者1人に、減免車両は1台に限ります。

自動車税(普通乗用車)の減免との併用はできません。